

## 「所司代」石田三成・増田長盛と前田玄以

藤井讓治

## はじめに

文祿四年（一五九五）七月十五日の豊臣秀次切腹後もなお続く不穏な世情のなかで、石田三成・増田長盛の二人は「京中の儀」を「奉行」するよう命じられた。この一件は、この期の政治史研究において、伊藤真昭氏が『京都の寺社と豊臣政権』<sup>1)</sup>で取り上げられるまでそれほど注目されてこなかった。氏は、その中で、石田と増田の所司代就任によってそれまで所司代であった前田玄以の職掌が三分割され、石田が下京、増田が上京、玄以が「朝廷・寺社」を分掌することになり、所司代は三人体制となったとされた。本稿では、この伊藤氏の評価・理解を再検討し、その政治上の位置を確定していきたい。

分析にあたっては、拙著『江戸幕府老中制形成過程の研究』（校倉書房、一九九〇年）、『江戸時代の官僚制』（青木書店、一九九九年）で論じたように、近世初期武家政権成立期には、あらかじめ職務内容が定まった「職」があるわけではなく、果たすべき役割を担う「人」が「職」より先にあり、その「人」の能力と主人からの信頼をもとに、担うべき役割が定まったとする捉え方に立つて考えていく。

所司代についても、豊臣政権・秀吉が、特定の人物に「京都奉行」また「京中の儀」を「奉行」することを命じるとき、所司代に任じると表

現する政権側の史料はほぼなく、遠藤珠紀氏が「消えた前田玄以」のなかで「所司代」という職は、室町幕府の時から存在し、侍所の下で京都の警察権や市政権、土地関係の裁判などを担当していました。秀吉の時代には、侍所―所司―所司代という組織が置かれたわけではなく、いわば通称です。史料上にみえる「所司代」、つまり同時代の人々の認識では、伊藤氏が注目する朝廷に対する権限の有無ではなく、洛中の権限を持つ人物を「所司代」と呼んでいたと考えられます<sup>2)</sup>とされた見方を基本的には引き継いでいく<sup>3)</sup>。以下、朝廷に対する権限の成立を所司代成立の必須の要件とする伊藤説を示すときには二重括弧付きで『所司代』と記し、当時の人が京中の仕置を担った人物の通称としての所司代を指すときには一重括弧付きで「所司代」と表記することにする。

## I 研究史

文祿四年の秀次事件の後半に石田三成・増田長盛が「京中の儀」を「奉行」するよう命じられたことが、この時期の政治史研究において取り上げられるようになるのは、それほど古くはない。たとえば一九五四年刊行の『史料綜覧』の項目にはみえない。また一九六一年に刊行された今井林太郎氏の人物叢書『石田三成』<sup>4)</sup>にも触れるところはない。

一九六九年、朝尾直弘氏は「京都所司代」<sup>5)</sup>において、

この事件（秀次事件・筆者注）以後、京都の支配体制は少し変わったようである。所司代任免の前後を通じ京都と関係の深かった浅野長政は、息幸長への嫌疑により一時的に失脚した模様で、代わってこれまで主として大坂にいた石田三成が京都の行政にも関与してきた。彼が、洛中に秀次の与党とその婢妾の遺物を提出しよう命じたのは、その一例である。『楓軒文書纂』逆に、玄以は、これまで関係のなかった蔵入地の年貢算用にかかわりをもつことになる。『木下文書』

と述べられている。浅野長吉（長政）の所司代離任は、氏の言われる秀次事件後ではなく、『鹿苑日録』天正二十年（一五九二）正月四日条に「赴少弼甲第可伸礼云々、（浅野長吉）雖然自今以往、所司代無存出」とあるように、秀次事件より前である。（6）しかし朝尾氏は後半の記述において、石田・増田が「京中の儀」を「奉行」するよう命じられたことには触れられていないものの、石田の京都の行政への関与と玄以の役割の変化を指摘しておられる。

石田・増田の京都支配を最初に指摘されたのは、阿部勝則氏ではなからうか。氏は「豊臣政権の権力構造」（7）のなかで、

京の町支配で『イエズス会日本報告集』第1期第3巻（一五九七年）にみられる「（石田）治部少輔（三成）と（増田）右衛門尉（長盛）の二人の都の奉行（前者は下京・後者は上京）」という記載がある。関連史料として文禄五年（一五九六）三月八日付で石田三成による「下京中」宛の掟（写）がみられるが、京都所司代の前田玄以との関わり等、今までの研究では十分に明らかにされていない。と課題という形ではあるが、「都の奉行」としての石田・増田に言及しておられる。

石田・増田の所司代就任を本格的に論じられたのは、伊藤真昭氏である。伊藤氏は二〇〇三年に刊行された『京都の寺社と豊臣政権』のなかで所司

代の成立からその後の展開までを寺社支配を軸として詳細な分析をされた。その中で氏は、秀次事件後半に石田と増田が所司代に任じられたことをもって、それまで所司代であった玄以が所司代でなくなったのではなく、所司代の職掌は、京都上京・下京と公家・門跡・寺社取次とに三分割されたとされる。

その後については、中野等氏が二〇一七年に刊行された『石田三成伝』（8）において「秀次事件ののちは、京都所司代は三人制となる」と述べられ、伊藤氏の理解を継承されている。また二〇一八年、谷徹也氏は「総論 石田三成論」（9）において「それまで玄以が担っていた京都所司代が、上京担当の増田長盛、下京担当の石田三成、寺社担当の玄以に職務が分轄されたのも秀次事件後のことであった」と記されている。少しニュアンスは異なるが、職務の分轄というところへかたになっている。

## II 伊藤氏の所司代「三分割」説の検討

伊藤氏は、年月未詳四日付の大原御所宛尊悟書状（京大影写本「古文書纂」二）の全文をあげ、その年月を文禄四年八月のものと確定されたうえで、「京中の儀ハ石田・（増田長盛）右衛門尉兩人奉行之由候、民法ハ公家・門跡・諸五山申次様二申候」の部分に傍線を付し、

ここで注目すべきは、「京中の儀ハ石田・右衛門尉兩人奉行之由候」、すなわち石田三成と増田長盛が「京中」「奉行」になったことが記されていることである。秀次事件の記事と石田・増田が京都支配に関わるのとは明らかに連動している。つまり秀次事件後、玄以が持っていた所司代の機能が石田・増田に分割され引き継がれたことを物語っている。

とされ（伊藤前掲書一七九・一八〇頁）、さらに文禄五年五月二十八日付で近衛信輔に薩摩からの帰洛の手立てを懇切に指示した信輔の叔父聖

護院道澄の書状（東大史料影写本「斎藤文蔵氏所蔵文書」）中に「公家・門跡・寺社等之儀者弥無相違万端民法裁判候」を引いて、先の尊悟書状に「諸五山」とあるが、その範圍は「洛中洛外の寺社全般が含まれる」とされ、結論として「つまり玄以がそれまで所司代として管轄していた朝廷・寺社・町の内、町は石田・増田へ分離され、玄以は朝廷・寺社のみの特化された」とされた（伊藤前掲書一八〇頁）。そこには、朝廷寺社と町の両者を管轄するのが『所司代』であるという理解が示されている。

そうであろうか。伊藤氏が、石田・増田の『所司代』就任についてあげられた史料の他に、以下に示す文禄四年八月十六日付の近衛信輔に宛てた近衛前久書状（「近衛家文書」一般文書目録三九一―三八三―六）がある。全文を以下にあげる。

〔切封墨引〕  
〔端裏上書〕

（近衛前久）  
前左大臣殿

（近衛信輔）  
竜山

猶々至鹿兒島御出候ハ、其趣早々可被仰上候、此使者ニ其御左右  
早々注進可申由申付候、從龍伯も一段く念ヲ被入、右之通被申付  
候、次ニ石治少一段無疎意懇意之由候、具御祝着之旨被仰遣可然  
候、勿論鹿兒島まで御出候との事も石治へも第一可被仰遣事肝要  
候、京都諸司代石治少・増右兩人ニ被仰付候、禁裏、其外公家・門  
跡・寺々の事ハ民法ニ可仕之由候、今度秀次へ無疎意、節々罷出、  
助成ヲ請候者共ハ、いづれも氣遣与相聞候、猶追々吉事可申下候、  
為御分別与以永文申候、御披見之後火中く、不可有御他見候、又  
（晴季）菊亭事ひいきの衆取成ニ遠流させられ候て、貴所のことく堪忍分被  
仰付可被遣歎之由申候へハ、それハ事外ちかいたる次第候、貴所之  
事ハ御心任故、こらしめのためと思召、如此候、菊亭ハ数年表裏者  
にて剩今度盗人仕候間、当座ニ可有御成敗与思召候へ共、公家之事

候間、其段ハ御用捨候、殊彼息女迄生害させられ候事候間、重而可  
召直事ハ一切不可成候由かたく被仰出、ひいき申候衆共あらく御  
（里村）しかり候由候、紹巴も秀次へさし出知行なと取候、曲事之由候て  
（帷子）かたひら一にてをいうしなハれ候と申候、昌叱も定迷惑可申候かと  
申、われらつれハ如御存令逼塞、何方へも罷出、氣遣無之候、可  
御心安候、吉事追々可申候、返々此書中火中く候へく候、  
（豊臣秀吉）態差下使札候、仍貴所之義無御咎趣、大閤御得心候而、早々至鹿兒  
島、先御出候而可被述御窮屈之由候故、先度右之趣雖申下候、猶以  
無御油断、此鹿兒島迄御越可然之由、追々無疎意者共申候間、重  
而令啓候、先日聖門跡為見廻伏見へ被越候へハ、貴所之事去年已来  
（聖護院道澄）至坊津被差下候事、更々無疎意候、併御家之為ヲ御思候故候、其子  
細ハ第一御心任ニテ、剩御氣も違候由各申候二付、遠国之御住居ヲ  
させ被申候ハ、御氣も直可申与御思候て如此候、然者人之申やう  
にも候ハす、御氣も無相違之由候間、先御領知迄被進之候之由、具  
被仰候由候、年来申掠候佞人共其報故歎、或流罪或手持悪成行候、  
併天罰、忽ニ当、寄特之由申沙汰共候、大閤も去とてハ正直故、一  
旦ハ左様ニも思食候事ハ無是非候、御得心候てからハ、又寄特候、  
貴所之御母義へも堪忍分被進之候、打続此間之御為可然御噂共迄  
候、公私大慶此事候、猶以於其元上下行迹・形儀以下、猥ニ無之様  
ニ御嗜可被仰付事專一候、猶吉事追々可申候、已上、

（文禄四年）  
八月十六日

前左大臣殿

竜山

この前久書状の正文では、秀吉が薩摩に配流されていた近衛信輔を赦免するにいたる状況が縷々説明されているが、猶々書には、信輔の鹿兒島への移動、石田三成への対応、石田三成・増田長盛の「京都諸司代」就任、秀次事件にかかわつての菊亭晴季の流罪、里村紹巴・昌叱の逼塞

など、様々な情報が細かに綴られている。ここで特に注目したいのは、石田・増田の「所司代」就任にかかる以下の記事である。

京都諸司代石治少・増右兩人ニ被仰付候、禁裏、其外公家・門跡・(石田三成)  
(増田長盛)  
寺々の事ハ民法ニ可仕之由候、

この記事と、先に伊藤氏があげられた文禄四年八月四日付尊悟書状の、京中の儀ハ石田・右衛門尉兩人奉行之由候、民法ハ公家・門跡・諸(三成)  
(増田長盛)  
五山之申次之様ニ申候、

とを比較すると、前久書状の後半の「禁裏、其外公家・門跡・寺々の事ハ民法ニ可仕之由」と尊悟書状の「民法ハ公家・門跡・諸五山之申次之様ニ申候」とは、前者に「禁裏」が明示され、また「寺々」が後者では「諸五山」とあるが、大きな差異はない。

前久書状前半の「京都諸司代石治少・増右兩人ニ被仰付候」と尊悟書状の「京中の儀ハ石田・右衛門尉兩人奉行之由」とを対比させて理解すると「京都所司代」とは「京中の儀」を「奉行」するもののこととなる。すなわちこの時、これ以前に玄以が担っていた役割のうち、「京中の儀」を「奉行」することは、石田三成と増田長盛が担うことになり、それまで玄以が担ってきた朝廷・公家・門跡・寺社等の申次の役割は引き続き玄以が担った。いいかえれば、この時、「京中の儀」を「奉行」するのは石田・増田の二人となり、これを当時の人は「所司代」と呼ぶだことが明らかとなる。

所司代成立の要件として朝廷に対する権限の有無をもってその成立を想定した伊藤氏の捉え方からすれば、朝廷等とは関わりのない石田・増田は、所司代ではないということにはならないか。むしろ、玄以はこの時、「所司代」でなくなつたと捉えるのが当時の捉え方からは妥当のように思われる。

また、文禄四年十一月七日付で前田玄以との入魂が必須であることを

述べた近衛信輔宛道澄書状の猶々書に「所司代替候て以来、弥出頭無寸暇躰候間、返々御校量違候者以外不可然」という記述も玄以が「所司代」ではなくなつたと素直に読んではどうだろうか。

伊藤氏は「三人の所司代」「所司代の三分割」を主張されるにあつて、『義演准后日記』文禄五年正月三日条に「今日所司代民部卿法印玄以へ参賀之儀尋遣之」とあるのを引き、「この時期には玄以も醍醐寺三寶院門跡義演より「所司代」と呼ばれているので、三人の所司代が併存していたことになる」（伊藤前掲書一八一頁）と述べられる。

『義演准后日記』の玄以についての記載を追うと、所司代にかかわる最初の記事は伊藤氏があげられた正月三日条であり、二つ目の記事は同月十一日条の「太閤秀吉天下平均之後、又大乗院ノ車ヲ被借渡、所司代玄以法印奉行トノ作之」である。<sup>10</sup>これは日記が書き始められた文禄五年最初の記事二例で、それ以降、義演が日記で使用する玄以の呼称は「民部卿法印玄以」・「徳善院」あるいはそのいずれかの略称であり、「所司代」を冠する記載はない。ここでは、義演がそれ以前に「所司代」であつたことを踏まえてこのように記したとみておきたい。

伊藤氏が、『所司代』の職掌の一つとしてあげられた検断についての一覧表（伊藤前掲書八八・八九頁）を見ると、玄以が文禄四年以降、秀吉の死去した慶長三年（一五九八）八月までの間、寺社関係以外で検断に関わる事例は見い出せない。

「所司代」が二人であつたことは、伊藤氏があげられた文禄四年十月二十日「常泉院妙雲院御両所へ渡申候注文」（『頂妙寺文書・京都十六本山会合用書類』二一九号）からも推測できる。そこには、

(注文)  
ちうもん

所  
一両諸司代 百目作綿 百目二付四匁五分ツ、  
六拾把 此銀式百七拾目

（九名中略）

一梅軒

一兩下代四人

綿十式把

銀四十三匁  
良五十四匁

以上

又式匁六分ない数十五  
都合銀子八百目六分敷

文祿四

十月廿日 右近(花押)

とみえ、「所司代」は三人ではなく二人と解される。伊藤氏は、この注文の最後に記されている「兩下代 四人」について検討し、二人は石田三成の下代(柏原彦右衛門・井口清衛門)であることを確定し、この注文にある「兩所司代」は石田と増田であるとされている(伊藤前掲書一八二―四頁)。この点に異論はない。この史料から石田・増田とともに玄以も『所司代』であるとするのは、少々無理があるように思われる。

では、なぜ伊藤氏は「三所司代」説を主張されるのか、伊藤氏の論の組み立てを通してその問題点を指摘し、そのうえで、何時、石田・増田が「京中の儀」を「奉行」することになったかを、以下検討する。

### III 伊藤氏の所司代理解

伊藤氏は、著書の第一章第三節「京都奉行と所司代」において「京都奉行と所司代の相違は、朝廷に対して豊臣政権の窓口となり得るかどうかであった」(伊藤前掲書四二頁)と述べられ、所司代成立の根拠を朝廷との窓口に求められた。

とすれば、氏の所司代三分割の議論で、下京・上京の「町」のみを管轄し、朝廷との関係を持たなかった石田・増田は、繰り返しになるが所司代でないとはならないか。

本能寺の変後における武家政権側での所司代の捉え方についてはすでに多くの研究があるが、氏の整理された叙述に従いながら、検証していく。『兼見卿記』天正十年六月十四日条に、明智光秀が朝廷や五山に配分した銀子について疑惑をかけられた吉田兼見が徳雲軒全宗に仲介を頼ん

だ際の全宗の返答に「羽柴筑前守聊不可有存分、早速可申理、今日三井寺陣所也、明日者早天江州へ手遣也、先歛原方へ可申遣」とみえるのが、本能寺の変後、京都の市政を預かった桑原貞也に関する最初の記事とされている。ついで『言経卿記』天正十年七月十三日条に、「桑原次衛門へ罷向了、留守了、羽柴筑前守内京都公事可聞之由有之」とあり、桑原貞也が秀吉の家臣として「京都」の公事を差配したことが確認できる。

この記事から一月もたない同年八月七日、秀吉は桑原を罷免する。罷免を桑原自身に申し渡した秀吉の書状(「立入家文書」『豊臣秀吉文書集』四七四)の冒頭に、

今度為目付京都江残置候事ハ、したく不謂族共可在之候条、さ様之狼籍(籍)人聞届、堅令成敗、神妙二可申付為二候処、さハなく候て事を左右二よせ、種々のまはり申かけ、地下町人二よらす迷惑せしむる由風説さまく也、

とみえる。そこでは桑原は京都に残しおいた「目付」としている。これに続けて、桑原に求めた役割として、知行方改め、乱暴人の取締り、京中預物以下の糺明、悪行者の成敗などがあげられている。そして最後に「所詮早々此方へ可罷帰候、為其七郎左衛門・弥兵衛申付差上候」と、桑原の召喚とともに杉原家次と浅野長吉を京都に遣わすと記されている。杉原家次・浅野長吉については、『兼見卿記』同年八月十三日条に、

自羽柴筑州使者、京都奉行別人申付候由案内也、(家次)桑原孫左衛門二人之使者云、対面勧盃、兩人奉行浅野弥平衛尉・杉原孫左衛門二人之使者、至白川令滞留候由申候間、兵庫助・修理進兩人白川へ遣了、

とあるように、この二人は「京都奉行」と位置づけられている。この杉原・浅野の「京都奉行」二人体制も長続きはせず、翌年五月二十一日に前田玄以が「京都奉行職」を織田信雄から命じられる(「古簡雜纂」『大

日本史料』一一―四)。織田信雄が玄以に命じる形式が採られたのは、この段階では玄以が信雄の配下にあつたことによるが、実質は同書に「以其方覚悟難落著仕儀有之者、相尋筑前守、(羽柴秀吉)何も彼申次第可相極事」とあり、また『お湯殿の上の日記』天正十一年六月十日条に、(筑前・羽柴秀吉)ちくせん申しつけ、きようをしり候物とて、(玄以)けんにと申物にまき(物)ものくたさる、御つかいくわんしゆ寺大納言との、かたしけなきよし申、とあるように秀吉による人選であつた。<sup>(11)</sup>

翌六月、秀吉は、洛中洛外宛に七ヶ条からなる掟(今井具雄氏所蔵文書)『豊臣秀吉文書集』七三一)を出す。その第一条で新儀諸役の停止、第二条で喧嘩口論の禁止と奉行への届、第三条で火事・付火の処罰、第四条で奉公人の町人への非分狼藉禁止と奉行による処罰、第五条で諸勝負の禁止、第六条で洛中洛外の牢人の居住制限、第七条で「奉行人」以外のものが訴訟を取り扱うことを禁止した。ここで注目したいのは、これらの業務や取り締まりにあたるのは「奉行」であり、所司代とは表現されていない。

秀吉は、この掟とともに洛中洛外の市政に関する箇条(本圀寺宝蔵目録)上、『豊臣秀吉文書集』七三一)を玄以に与え、洛中洛外における諸奉公人の狼藉を止めること、裁許の公正を保つこと、公事に加担するものを嚴重に取り締まることを指示している。この箇条は洛中洛外への掟に連動するものであり、「掟」のいうところの「奉行」は具体的には玄以を指すとみなせよう。この点は伊藤氏もこの段階では市政を預かる人物が「京都奉行」といわれていたとされている(伊藤前掲書三五―三七頁)。

このように京都の市政を預かるものの呼称は、武家政権側では「京都奉行」「奉行」と称され、所司代と称されることはなかったようであ

る。こうした立場は、「所司代」の呼称が通用されるようになった時期にも先に触れた文禄四年八月四日の尊悟書状に「京中の儀ハ石田・右衛門尉(三成)両人奉行之由候」との記載にも繋がっているように思われる。<sup>(12)</sup>

次に伊藤氏が、天正十三年に玄以が朝廷の窓口になることを通じて所司代が成立したとされた論証の手順を検討することにする。

氏は、朝尾氏が玄以の所司代就任を天正十五年の聚楽完成と軌を一にしたものと想定されたことに対し、天正十三年八月の伊勢内宮外宮の遷宮の前後を争う一件で「所司代」の語がみえ、それが玄以を指していること、また北野社の『目代日記』天正十三年八月条に北野社の相論の判決が「所司代」「玄以さまにて」あつたことをあげ、「天正十三年八月段階で玄以が所司代に就任しているのを確認できる」とされる(伊藤前掲書二〇―二二頁)。

氏は、天正十三年八月段階で「所司代」の用例のあることをもって玄以が「所司代」であつたとされ、その上で、秀吉の関白任官、玄以の判升の使用の時期等を検討し、結論として「秀吉の内大臣任官(天正十三年三月)により所司代が成立し、秀吉の関白任官と玄以の昇殿(同年七月)により、名実ともに所司代が確立したと考えておく」とされる(伊藤前掲書二三頁)。朝廷と玄以の關係の初発をいつに求めるかは本稿の課題ではないが、先にあげた『お湯殿の上の日記』天正十一年六月十日条にあるように、「京都奉行」となった玄以に対し朝廷側から物が送られ、大納言勸修寺晴豊がその使いに立ったことに両者の關係は始まったといえ、さらにこの両者の接触が秀吉、玄以側からではなく朝廷側からなされた点も注意されよう。また天正十二年二月十二日に玄以が僧位の最上位にあたる「法印」に叙せられたこと(壬生家四卷之日記)も朝廷と玄以の關係を考えるうえで見落とせないだろう。

伊藤氏の所司代理解が通説化するなか、二〇一三年に遠藤珠紀氏が

「消えた前田玄以」という論考のなかで、伊藤氏の「京都奉行と所司代の相違は、朝廷に対して窓口となりえるかどうかであった」という記述に触れたうえで、伊藤氏が「所司代」の語の初見とされた天正十三年八月の事例より以前の事例二件、その一つは、玄以が天正十一年五月に織田信雄から「京都奉行職」を命じられた直後の六月の上賀茂社「職中算用状」（「賀茂別雷神社文書」Ⅱ―Ⅰ―Ⅰ―四〇一）に「所司代玄以へ初而御礼」とある記事、もう一つは、天正十三年三月九日の聖護院道澄の書状（「汲古帖」『大日本史料』補遺第一二―一四）に「京都も所司代数寄故、当年者細々興行共候」と秀吉が内大臣となる直前ではあるが、「所司代」の呼称で玄以を指す用例のあることを指摘された（遠藤前掲論文五三―五四頁）。

なかでも上賀茂社の用例は、伊藤氏が天正十三年八月に伊勢内宮外宮の訴訟、また北野社の『目代日記』での「所司代」の用例をもってその時点での所司代存在の根拠とされた手法に従えば、天正十一年六月には所司代は存在していたことになる。

遠藤氏は、この点を指摘したうえで、「史料上に見える「所司代」、つまり同時代の人々の認識では、伊藤氏が注目する朝廷に対する権限の有無ではなく、洛中の権限を持つ人物を「所司代」と呼んでいたと考えられます」（遠藤前掲論文五四頁）と述べられ、「所司代」という用語が当時の通称であると指摘された。

本稿では、遠藤氏の指摘を了とし、特定の機能・権限を持った所司代という「職」があり、その職に就いた者を所司代と呼んだのではなく、同時代の人々が「京中の儀」を「奉行」する人物を「所司代」と呼んだとの立場で検討していく。

#### IV 石田三成・増田長盛の「京中の儀」「奉行」を命じられた日時

先にあげた文禄四年八月四日尊悟書状に「京中の儀ハ石田・右衛門尉兩人奉行之由候」とあるように、石田三成・増田長盛が「京中の儀」を「奉行」することを命じられたのは、この書状が出された八月四日以前である。尊悟書状には、これに続けて「丹波国被仰付候とて、龜山城守治定候」と玄以が「丹波国」を仰せ付けられ、「龜山城守」となったとしている。このことは『兼見卿記』同年八月十五日条に「今朝民部法印へ八朔之礼諸家被申之畢、（中略）丹州龜山之城被遣之、珍重之祝義在之云々」とあることから確認できる。

これと関連して、秀次事件に関与した人物の領知についてみておこう。秀次切腹直後に都で起こった事件や噂を恐らく国許に報じた留書（東大史料謄写本「佐竹家旧記」八）のなかに、「今度御儀二付而御しかり被成候方々」として服部一忠、青柳右近、伊藤盛景、明石元知、滝川雄利の名が記され、それにつづいて、「右此外少身之方々十人余も御座候、丹波之中納言様者、此御人数にてハ無之候へ共、御意あしく候て十萬石めしあけられて候、丹波之城も御あげ被成候」とあるように、それまで丹波龜山城十萬石を領していた豊臣秀俊（後の小早川秀秋）が領知を召し上げられている。これによって玄以が特定の領を所持していた徴証はいえよう。なお、これ以前に玄以が特定の所領を所持していた徴証はいまのところ見いだせない<sup>13</sup>。さらにこの記事に続いて、

今度御知行御取候かた之事

- 一 廿一万石 （尾張 清洲） 石田治部少輔殿 （三成）
- 一 十五萬石 大和郡山 増田右衛門尉殿 （長盛）
- 一 五萬石 近江八まん山城 （膳） 民部法印 （前田玄以）
- 一 十萬石 石治少跡 京極殿 （高次）
- 一 五萬石 近江さほ山 長東大藏殿 （正家）
- 一 五萬石 増田右衛門殿跡 近江ミナなくち （水口）

一六万石

上野殿跡  
伊勢あゝの、津  
(安濃)

富田左近将監殿<sup>(二)</sup><sub>白</sub>

#### V いわゆる「所司代」離脱後の玄以

一伊与彦国

福島左衛門尉大夫殿<sup>(正則)</sup>  
藤堂高虎

一五万石 大和衆

東藤佐渡守殿

此外少身之御小性衆いづれも二百石・三百石つ、かさおん被下候者なり、

文禄四年七月廿日

とみえる。

ここにみえるのはいずれも秀次事件になんらかの形で関わった人物である。内容を検討すると、この後実際になされた領知宛行の内容とは、たとえば石田三成は近江佐和山から秀次旧領の尾張うち二一万石、増田長盛は大和郡山で一五万石、前田玄以は近江八幡で五万石、長束正家は近江水口で五万石を宛行されると記されているが、実際には石田三成は近江佐和山で一九万石に、伊予一国とされた福島正則は尾張で二〇万石となるなど大きく異なっている。玄以についても近江八幡ではなく丹波亀山が与えられている。

ここにあげられたうち秀吉の領知宛行状の残されたものについてみると、富田一白は七月十五日に伊勢安濃郡内で五万石を、<sup>(14)</sup>藤堂高虎は七月二十二日に伊予宇和郡内で七万石を宛行われている。<sup>(15)</sup>このことからすれば、先の留書に記された七月二十日段階での領知については、なお検討の余地はあるが、七月二十二日ころには変更され確定したと思われる。とすれば玄以の亀山城拝領も二十日よりあと二十二日ころに確定したのではなからうか。さらに先の『兼見卿記』の玄以の亀山城拝領と石田・増田「所司代」とを一体のものとして捉えるならば、石田・増田「所司代」もこのころと推定されよう。

石田三成・増田長盛が「京中の儀」を「奉行」するよう命じられた後の玄以の政権内での位置を、伊藤氏が使われた史料を含めてみていく。氏は、氏の言われる『所司代』の三分割以後の玄以の位置についても、先に触れた二通の近衛信輔宛道澄書状を中心に検討されている。

文禄四年十一月七日付の書状で、道澄は、信輔が坊津から鹿兒島に移り領知をも与えられたにもかかわらず、礼の使者を差し上げないことを咎め、二条目で信輔帰洛が近日あるであろうとの風聞があり、玄以がそれに内々に関わっているが、玄以に信輔から書状を送り、薩摩配流以降、行儀以下を嗜んでいることを申せば、年内にも帰洛が許されるであろうとし、信輔帰洛には玄以との入魂の関係を再構築することが必要であるとす。さらに、猶々書において「所司代替候以来、弥出頭無寸暇躰候間」と玄以は「所司代」を石田・増田に渡して以降、いよいよ秀吉への出頭が寸暇ないと、玄以の政権内での重要度が高まっていることが述べられている。

文禄五年五月二十八日付の書状では、信輔帰洛の便船については秀吉から徳川家康・前田利家に命じられたが、石田三成の考えとはあわず延引していること、またそれについて玄以も信輔の覚悟違いを懸念しており、「法印を可有御頼由」を玄以に伝える必要があることを述べる。また「御殿」「御領」が元のごとく認められたが、これは家康・利家の「裁判」ではなく、玄以「一身非馳走者、不可相済候」と、この件において玄以が最重要人物であることを述べる。ついで猶々書で、「公家・門跡・寺社等之儀者、弥無相違万端民法裁判候」と述べ、さらに玄以が秀頼の参内を取り計らったこと、玄以が徳善院僧正になったことも合わせて報じている。ここには、「所司代」離脱後の玄以の政権内での地位

が一層上昇した姿をみる事ができる。<sup>(16)</sup>

少し視点は異なるが、跡部信氏は玄以・石田・増田・長束の「四奉行」制が確立した画期は文禄四年七月におこった秀次事件だろう」とされ、その根拠として「大名たちに事件を報じた秀吉朱印状の添状は彼らの名前で発行され」たことと、文禄五年正月二十三日付の長束・石田・増田・玄以四人連署の起請文（「大阪城天守閣所蔵文書」）とをあげ、「秀吉を支えながら秀頼体制への移行をすすめるための機構の一つとして「四奉行」制は整備された」とされた。<sup>(17)</sup>

この起請文（「木下家文書」）は、「四奉行」制を機構とまでいうかは別に、秀次事件後の四人の政権内での位置、関係をもっともよく示すものである。その第一条で「此四人之儀被成御取立、別而奉蒙御厚恩候間、不混余仁（豊臣秀吉）、御拾様（豊臣秀頼）之儀、所及心底、不存油断、御奉公可申上候、然上ハ此連判者共、諸事申談、無表裏別心、公儀御為可然様ニ可奉抽忠節事」を、第二条で「諸傍輩、大名・小名、縁者・親類ニよらず、ゑこひいきなく、出入等在之共、互之かたんなく有様ニ間届、道理次第二随分異見可申事」を、第三条で「私之遺恨を以、諸傍輩相果候儀有之間敷候、自然非分被申懸、背御法度仁於有之者、各御置目をも被申付候衆、相談之上を以、得、御誼可被加御成敗候事」を、第四条で「此者共之内、若無分別之儀候者、各相談之上、多分之異見二付而可相濟事」を、第五条で「以御隠密被、仰出候儀、此衆中外落着之以前ニ他言仕間敷候事」を約束している。ここから、この四人が政権内で訴訟を預かり、それも四人が一体となって事にあたる体制が構築されていたと位置づけえよう。

跡部氏の主張に対し、谷徹也氏は、秀次事件以前から「四奉行」が設置されていたと指摘され、その根拠の一つとして、次にあげる「文禄三年頃の状況を語るイエズス会士チリーノの書簡抜書」、

<sup>(秀吉)</sup>太閤様は、都の市、及び他の諸地方の用務のために四名の奉行を置いていた。その一人は増田（石田三成）（右）衛門殿、もう一人は玄以（所司代）法印と称され、最も地位が高くかつ最も太閤様と親しく当国の副王であつた。他の二人は治部少（石田三成）及び長束大蔵と称された。これらの奉行は、<sup>(フランススコ会)</sup>跣足派の諸司祭が太閤様の命令と意志に背きその教会で公然とミサを捧げ授洗しているのを怒った

をあげ、「秀次事件以前から「四奉行」が設置され、首都におけるキリスト教の問題などに対処していたことが明らかとなる」とされる。

しかし、谷氏の分析には、二つの点で問題がある。まず、氏は「文禄三年頃の状況を語るイエズス会士チリーノの書簡抜書」とされるが、そうであろうか。この記事を載せるチリーノの書簡にはその発出された年紀はない。この書簡は、「都」でのキリスト教布教の状況と政権との対応を時系列的に記した六つの部分からなる。谷氏が引用された書簡の記事は第五の部分にあたる。第一の部分には「一五九四年十月四日」（筆者注・和暦文禄三年八月二十日）との記載があり、この部分は文禄三年八月前後のものとみなせよう。しかし、第四の部分の冒頭に「寺沢（広高）は都に到着して」とあるのと文禄四年正月十六日付鍋島直茂宛秀吉朱印状（「蓮池鍋島家文書」『豊臣秀吉文書集』五一―一）に「当年働之儀、可被仰付与思召候処、寺沢志摩守参上仕」とあるのを合わせみると、寺沢広高が肥前名護屋から伏見の秀吉にもとに来たのは、文禄四年正月半ばのことと推定される。さらにチリーノの書簡に「寺沢（広高）は名護屋に戻り」とあることと、文禄四年五月七日付で寺沢広高が島津義弘に送った書状に「昨日六日到名護屋着津候」とあることから寺沢が五月六日に名護屋に戻ったことが確認でき、第四の部分の記事は文禄四年前半のものといえる。とすれば「文禄三年頃」と谷氏の推定はもう少し幅を広げ、少なくとも文禄四年前半を含む必要があるうし、谷氏が引

用された部分の記事はそれ以降となろう。

もう一つ問題は、谷氏がこの引用に当たって、松田毅一氏の訳に注記を中心何カ所かの加除訂正を行っておられることである。<sup>(21)</sup> その大半は妥当であるが、松田氏の訳で「副王 (Visso-rey)」とあるところを「副王<sup>(所司代)</sup>」と置き換えられている。置き換えていいのか。「Visso」は「副」、「rey」は「王」の意であり、それを所司代と置き換えられたのは谷氏のこの時期の状況を踏まえての解釈であろうが、かなり強引な解釈ではなからうか。この記事の前後における玄以の呼称に注目すると、「副王」とされるこの記事の前までは玄以は「所司代玄以法印」と記されおり、さらにこの記事の後は「副王玄以法印」と記され、「所司代玄以法印」はみえなくなる。なお、松田氏の訳における「所司代」は「Governador de Meaco dearu」である。<sup>(22)</sup> 「Governador de Meaco dearu」から「Visso-rey」への呼称の変化は、この記事の前後で玄以の地位に変化のあったことを示しているよう。

では、この変化はいつあったか、右の史料からは直接明らかにしえないが、この点を、イエズス会の報告書で辿ってみよう。「一五九五年二月十四日付、都発信、ニエッキ・ソルド・オルガンティーノのイエズス会総長宛書簡」では、玄以は「都の所司代<sup>(22)</sup>」と記されるのに対し、「一五九五年十月(二十日)付、(長崎)発信、ルイス・フロイス師の年報補遺」では「都の副王<sup>(23)</sup>」とみえる。一五九五年二月十四日は和暦では文禄四年正月六日に、一五九五年十月二十日は文禄四年九月十七日にあたり、イエズス会年報に従えば、玄以が「都の副王」と呼ばれるようになるのはこの間のことと言えよう。また、「一五九六年十二月十三日付長崎発ルイス・フロイス一五九六年年報」では「都の所司代」ともみえるが、後半の「都地方について」のなかでは「以前には都の所司代であったが、今は内裏の用事や都のすべての僧院と寺院の御用頭である(前

田)玄以法印<sup>(24)</sup>」とみえる。さらに、「一五九七年三月十五日付長崎発ルイス・フロイス一五九六年報告書」に「(石田)治部少輔(三成)と(増田)右衛門尉(長盛)の二名の都の奉行(前者は下京、後者は上京のであった)<sup>(25)</sup>」とある点も勘案すれば、この変化は石田三成・増田長盛の「京中の儀」を「奉行」する役割を命じられたことを機にした変化であり、玄以がいわゆる「京中の儀」を「奉行」する役割から離れ、政權の奉行としてその地位を高めたことに対応したものとはいえるのではなからうか。このように理解したとき、玄以・石田・増田・長束の「四奉行」制は、秀次事件を機に成立したと考えられよう。<sup>(26)</sup>

「イエズス会士チリーノの書簡抜書」で、玄以が「最も地位が高くかつ最も太閤様と親しく当国の副王 (Visso-rey)」であるとする宣教師の評価は、先にあげた文禄四年十一月七日の道澄書状の猶々書に「所司代替候て以来、弥出頭無寸暇候間」とあることに相応じるものといえよう。とすれば玄以の「所司代」(「京中の儀」を「奉行」する役割)離任は、玄以の地位の低下を示すのではなく、むしろ政權内での玄以の地位を高めるためのものであったといえまいか。

さらに、『頂妙寺文書』文禄五年六月の「諸寺江引替日記」(『頂妙寺文書』京都十六本山会合用書類 二一三六)に秀吉と奉行衆への進物の控えがあり、そこでは進物を贈られた奉行衆は、四人でなく、新庄直頼と玄以の下代松田政行も奉行衆としてみえるが、玄以にはさらし布五反、石田・増田・長束には三反が送られており、四人のなかでは玄以が重視されていることが窺える。

ところで、玄以が他の奉行衆とともに政權のなかで奉行として活動を始める時期について、谷徹也氏の「石田三成発給文書目録稿」(『豊臣氏奉行発給文書考』)によりながら触れておこう。

玄以が、京都奉行・「所司代」に始まり、ついで朝廷・公家・寺社等

を預かる段階を経て、それを超える政権の「奉行」に加わるのは、おそらく文禄二年正月から八月までの名護屋行きのところからではなからうか。翌年二月十日には「民部法印伏見御屋敷留守居ニ可被為置由申渡」<sup>(27)</sup>とあるように秀次の伏見屋敷の留守居を命じられている。この後の玄以の動きをみると、秀次付となったというより秀次と秀吉のあいだをつなぐ役割を果たしている。この前後から玄以は、京都ではなく日常を伏見で過ごすようになる。<sup>(29)</sup>

谷氏の「石田三成発給文書目録稿」によれば、天正十六年三月八日の「古溪へ御預りの金銀并八木算用之事」に増田・石田とともに連署したもの、天正十九年の御前帳徴収にかかる四人連署のもの、文禄二年十一月七日の玄以・石田・浅野長吉連署のもの、秀吉の聚楽御成にかかわる文禄三年七月十七日、八月八日、八月九日の四人連署のものが、断続的にみえるが、文禄四年三月六日以降、玄以は大半の連署状に加判するようになり、玄以の政権内での奉行としての位置が定まってきた様子を知ることができる。<sup>(30)</sup>

一方、七月十日以降、四人の奉行があらゆる事柄にともに預かったわけではない。文禄四年八月二十八日付の秀吉朱印状（『島津家文書』四二八）の奉者として、増田・石田の外に山中長俊の名がみえるように、朝鮮在陣の衆への朱印状の奉者には、石田・増田の他に山中長俊の名があるが、玄以・長束の名はそこにはない。

このように、玄以は文禄二年ころから「京中の儀」を「奉行」する役割と朝廷・公家・門跡・寺社等の申次の役割だけでなく政権の有力な奉行として活動するようになるが、秀次事件の後、「京中の儀」を「奉行」する役割を石田・増田が担うことで、「京都奉行」の任から解放され、秀吉の出頭人として政権の重要な奉行としての地位を占めることになった。いいかえれば、政権の中核の奉行としての役割を玄以に果たさ

せるために、秀吉は玄以を「京中の儀」を「奉行」する任から解き、側近くに置いたともいえよう。

## VI 石田三成・増田長盛の「京中の儀」「奉行」の背景

玄以が「京中の儀」を「奉行」することから外れた背景には、すでに述べたように玄以の政権での役割が増大したことがその一つにあるが、玄以に代わって石田三成・増田長盛がなぜ「京中の儀」を「奉行」することになったのかを検討しておこう。

結論めいたことを先に述べれば、石田・増田が「京中の儀」を「奉行」するよう命じられたのは、秀次妻子の処刑、京都の預物穿鑿、町中屋敷・住人改めを含めた京都の治安維持のためであった。

石田も増田も「京中の儀」を「奉行」する任務を命じられたからといって、京都を主要な居所とした訳でもなく、また「京中の儀」のみを担当していた訳でもない。先に述べたように「四奉行」として様々な訴訟を扱い、石田でいえば九月初旬には検地のため大和に向出ている。<sup>(31)</sup> また、増田も文禄五年九月末から十月初めにかけて土佐浦戸に漂着したスペイン船サン・フェリーペ号の穿鑿に土佐に向出ている。<sup>(32)</sup>

以下、両者が担当することになった京都および周辺的情勢を時系列的にみていこう。<sup>(33)</sup> 秀次が高野に去った七月九日には「御謀叛治定、歴々一味之衆在之、連々可有御糺明云々」と歴々のうち一味した者への糺明がなされるとの噂があり、さらに「木村常陸守御折紙、居城へ大閣被遣御奉行、請取之云々」と、秀次の内衆の筆頭格である木村重茲に秀吉から奉行が遣わされ、居城の淀城が引き渡されている。これに続いて「此外種々御糺明之義可被仰出、諸大名恐怖云々」と種々の糺明が秀吉から命じられ、諸大名が「恐怖」している状況であった（『兼見卿記』同日条）。すなわち九日には謀叛一味の穿鑿が本格的に始まった。

十日には、朝鮮在陣の諸將に、秀次の「不相届子細」「不慮之御覚悟」が秀吉朱印状（『吉川家文書』一三五他）と「四奉行」連署の添状（『吉川家文書』七八一）で伝えられた。

十二日は、個々の順序は明らかにしえないが、多くの出来事があった。まず、秀次の高野在任に関する朱印状が出され、二つ目に石田と増田が秀頼への忠節を誓った起請文をあげ、三つ目には秀吉の煩いに関わって禁裏へ銀五千枚が進上された（『お湯殿の上の日記』同日条）。

十三日には、禁裏に秀吉の煩いが伝えられる（『お湯殿の上の日記』同日条）、そしてこの日、秀吉から秀次の内衆である熊谷直之・粟野秀用・白江成定の三人に切腹が命じられ、翌日にかけて三人は切腹、十四日秀吉の命で福島正則等によってその首は高野山にいる秀次のもとに送られた。<sup>34</sup>

十五日には秀次につけられていた田中吉政・中村一氏・山内一豊に三河・駿河・遠江で秀次の蔵入地が増された（『豊臣秀吉文書集』五二二〜四、五二二七）。この加増については遡及発給された可能性が指摘されているが、二十日に江戸から伏見に向かう途中の遠江見付にいた徳川家康が、遠江横須賀をこの時拝領した有馬豊氏に領知拝領の祝意を述べていること（東大史料影写本「菅文書」）、加えて居所と移動による時間を勘案すると、有馬豊氏が秀吉から横須賀を与えられた日時は、十五日十六日ころと想定され、前の田中吉政等への宛行状も日時を遡及したものとしないでよいのではなからうか。同じ十五日には一部ではあるが聚楽の「しゆらく御城中御ひめさま御家」の取り壊しが決定しており、翌十六日から取り壊しが始まった。<sup>35</sup>

十五日、高野の秀次が切腹し、その報が翌十六日に京都に届く。同日、木村重茲が秀吉から命じられ山崎で切腹（『兼見卿記』『言経卿記』同日条）。

二十日、宇喜多秀家、前田利家が個別に、また在京の大名二八名が連署で、秀頼への忠誠を誓う起請文をあげる。同日、在京していた島津龍伯は国元に向けて「今度国元置目之儀二付而、義下向にて候、我々も同前二可致下国由相定候之処二、関白様御（逆心カ）二付而、京都臥見事六ヶ敷候故、今暫在京いたすへき由候間、可承合覚悟候事」と書いたように、京・伏見は緊迫した状況にあった。また同じ書状で「洛中之諸屋形、如臥見可被引移由候、当屋形此比大略相調候処二、又々如臥見うつすへき事大儀之事二候へ共、諸屋形同前之儀二候之間、如其可致分別候」と書いており、二十日までに京都にあった大名等の屋敷を伏見に引き移すよう命じられている（『鹿兒島県史料』旧記雑録後編二一五六九）。また、美濃樽木の伏見への運搬を指示した七月二十八日付の玄以・石田・増田を含む六奉行連署状に「聚楽御殿共伏見へ被成御引、只今一度二御立被成候」とみえ、この日より以前に聚楽の取り壊しと伏見への移築が進行している様子が窺える。

二十二日には木村重茲の息が法花堂にて切腹（『兼見卿記』同日条）、同日、伊予が加藤嘉明・藤堂高虎に与えられる（『豊臣秀吉文書集』五二二〇〜三二）。

二十四日ころ、徳川家康・毛利輝元・小早川隆景が起請文をあげる。二十五日、菊亭晴季の越後配流が玄以と石田を使いとして禁裏に伝えられる。<sup>37</sup>

二十五日、石田が伊達政宗の家臣針生盛信に宛てた書状（『伊達家文書』六六四号）のなかで「今度関白殿御逆意顯形二付而、御腹被召、一味之面々悉相果、毛頭無異儀相済候、迎可為御上洛間、期面談不能詳候」と、秀次に「一味」した面々の処罰が終わったと報じるが、翌二十六日「木村常陸守女房・同息女、於三条川原成敗、常陸守嫡男十六才・女房梟首、女子十三才ハツケニカクルト云々」（『兼見卿記』同日条）と

『兼見卿記』にみえるように、木村常陸介の女房・息女・嫡男等が三条川原で処刑され、八月二日には秀次の息・妻妾ら三十数人が三条河原で処刑されている。<sup>(38)</sup>この処刑を執行した人物を一次史料では特定できていないが、「関白雙紙」<sup>(39)</sup>には「御せいはいのけん<sup>(40)</sup>には、かうしうのちう人石田<sup>(治部少三)</sup>ちふのせうミつなり・まし<sup>(尾張國)</sup>たゑもんのせうなかもり・なつか大くら・おハりのくにのちう人みんぶきやうほうるんぶきやうのことなれば」と、また『太閤記』は「秀次公御若君姫君并御寵愛之女房達生害之事、右之奉行は前田徳善院・増田右衛門尉・石田治部少輔にてぞある」とみえる。<sup>(41)</sup>

八月三日、徳川家康・宇喜多秀家・前田利家・毛利輝元・小早川隆景の名で「御掟」「御掟追加」が出される。

五日、秀吉からの申し入れて、七月十二日に禁裏等に進上された銀五千枚が秀吉に返されている。同日、長束正家・増田長盛・石田三成・富田水西・宮部継潤・玄以連署で近江諸浦を対象に「秀次并木村常陸舟」の改めが行われている（『楓軒文書纂』諸家文書）。

八日には木食応其から「秀次より雀部淡路妻子二被下候金子三枚」を玄以・長束・増田・石田が受け取っている。<sup>(42)</sup>十六日には秀次から禁裏に進上された道具の目録の提出が玄以を使いとして求められている（『お湯殿の上の日記』同日条）。

十七日には下京突抜町は、石田三成から命じられた町中屋敷・住人改めの請文を石田三成の奉行に提出している（『突抜町文書』）。

九月になっても、十九日に伊達政宗が「此地へ聚楽の家共移申二付而、一兩日在洛仕」（『伊達家文書』六六六号）と述べているように、京都にあった大名屋敷の伏見移転が進められている。三十日に「下京東洞院万寿寺東側」の年寄・行事は連名で成敗された秀次与党の諸道具と秀次「御てかけ」の預け物はないとの請文を石田三成の奉行柏原彦衛門と

井口清衛門とにあげている（『真田家文書』下）。

十月十七日、朝鮮から帰朝し伏見に上った立花宗茂に聚楽にあった御殿が与えられており、聚楽の取り壊しはこの時期までなお継続していたことを窺うことができる（『立斎田聞記』）。

十一月十五日付の近衛信輔宛近衛前久書状（『近衛家文書』一般文書三九一五八）には「弥相国寺二禁裏御殿被立置可被申にて候、只今ノ内裏へハ太閤可有御移にて候由候、二条殿・飛鳥井家屋敷前田筑前守<sup>(利家)</sup>押領候由候、烏丸屋敷ハ富左近二被下候由候」とみえるように、天皇を相国寺に移し、秀吉が禁裏に入り、二条・飛鳥井の屋敷が前田利家に、烏丸の屋敷が富田一白に与えられるとの噂が流れており、とても静謐な状況にあったとは思われない。

なかでも三条河原での木村妻子の処刑、八月二日の秀次妻子の京中引き回しと三条河原での処刑など、非日常的課題・役割を担う必要に迫られていた。玄以は日常的な京中検断を担う程度の人数を保持していたものの丹波亀山と与えられるまでは一定の軍勢を確保しうる所領を所持していなかったと思われ、玄以にはこうした状況に因應する力が十分ではなく、それを可能にするために石田・増田に「京中の儀」を「奉行」することが命じられたのではなからうか。

#### おわりに

文禄四年七月末に石田三成と増田長盛が「京中の儀」を「奉行」することを命じられたことで、玄以はいわゆる「所司代」ではなくなるが、それは玄以の地位低下を意味するものではなく、むしろ出頭人として秀吉の側近くに仕えることで、一層その地位を高めた。一方、「京中の儀」を「奉行」することになった石田・増田は、当時の人から「所司代」と呼ばれ、秀次事件後の秀次妻子の処刑、京都の預物穿鑿、町中屋

敷・住人改めを含めた京都の治安維持に預かり、玄以では十分に果たせなかった役割を担うものであった。

秀吉が石田・増田に「京中の儀」を「奉行」するよう命じたことは、秀次事件後の不安な京中を掌握するとともに、玄以を「京中の儀」から解放しより近くに置くことで、政権の再構築を図ろうとしたのではなからうか。

## 注

- (1) 伊藤真昭『京都の寺社と豊臣政権』法蔵館、二〇〇三年。
- (2) 遠藤珠紀「消えた前田玄以」(山本博文・堀新・曾根勇二編『偽りの秀吉像を打ち壊す』柏書房、二〇一三年) 五四頁。
- (3) 一九八三年に書いた拙論「徳川政権成立期の京都所司代」(森杉夫先生退官記念論文集『政治経済の史的研究』巖南堂書店、一九八三年)において玄以を「豊臣政権の京都所司代として京都支配にあたった前田玄以」と記したが、本稿で明らかにした点と近世初期の「職」の捉えかたを踏まえて、再検討・再構築する必要があると考えている。同時に、慶長四年閏三月、石田三成の佐和山への退去後は、『北野社家日記』慶長五年四月十二日条に「徳善院・増右衛門尉殿所司代にて候へハ」とみえるように、玄以は「所司代」と呼ばれていたようである。
- (4) 今井林太郎『石田三成』吉川弘文館、一九六一年。
- (5) 朝尾直弘「京都所司代」『京都の歴史』4、第五章第二節、五二四頁。
- (6) 伊藤氏は天正十八年二月までとする(伊藤前掲書一五四頁)。
- (7) 阿部勝則「豊臣政権の権力構造」『武田氏研究』10、一九九三年。
- (8) 中野等『石田三成伝』吉川弘文館、二〇一七年、二六七頁。
- (9) 谷徹也編『石田三成』(戎光祥出版、二〇一八年) 一五頁。(義演)
- (10) 『義演准后日記』第一冊目の表紙には「凡日記之始歟、失念 演」とあり、この時から書き始められた可能性は高い。なお、後者の記事は内容からして石田・増田の「所司代」就任以前の出来事を記したものであ

り、「所司代玄以法印」とあっても問題はないだろう。

- (11) 遠藤前掲論文五四頁参照。なお、この史料より、玄以が「京都奉行職」となった時点で朝廷との関係が始まっていることが分かる。
- (12) 『京都の歴史』4、五一四～五一六頁。
- (13) 『寛政重修諸家譜』(二七卷三三二頁)には「織田信忠につかへ、采地七千石を知行す。(中略) 後豊臣太閤に仕へ、丹波国亀山城五万石を領す。(天正) 十三年七月諸司代となりて五奉行の列に加わる」とある。
- (14) 文禄四年七月十五日付富田一白・富田信高宛秀吉朱印状写(『豊臣秀吉文書集』五二三三号)。
- (15) 文禄四年七月二十二日付藤堂高虎宛秀吉朱印状写(『豊臣秀吉文書集』五二三二号)。
- (16) 伊藤氏は、道澄書状の分析から「これまで所司代ではあっても他の奉行との間に埋没していた玄以が、文禄四年八月以降所司代が分割されたことよって、秀吉の出頭人という形であるが、公家・門跡・寺社に關しては、徳川家康や前田利家よりも上位になつようになったのである」(伊藤前掲書一九〇頁)とされる。
- (17) 跡部信「豊臣政権の権力構造と天皇」戎光祥出版、二〇一六年、三七～三七七頁。
- (18) 谷徹也「豊臣氏奉行発給文書考」『古文書研究』八二、二〇一六年、三五～三六頁。
- (19) 松田毅一訳『1617世紀 日本・スペイン交渉史』(大修館書店、一九四年) 九七頁参照。
- (20) 文禄四年五月七日島津義弘宛寺沢正成(広高)書状(『旧記雑録後編』)。
- (21) 松田毅一訳の該当部分をあげておく。ゴシック体の部分が谷氏の引用と異なる部分である。  
太閤様は、都の市、及び他の諸地方の用務のために四名の奉行を置いていた。その一人は増田(仁)衛門(尉長盛)殿、もう一人は(前田)玄以法印と称され、最も地位が高くかつ最も太閤様と親しく当国の副王(Visorrey)であった。他の二人は(石田)治部少(輔三成)及び

長東大蔵(少輔正家)と称された。これらの奉行は、跣足派の諸司祭が太閤様の命令と意志に背きその教会で公然とミサを捧げ授洗しているのを怒った。

(22) 松田毅一監訳『十六・十七世紀イエズス会日本年報報告集』二巻(同朋舎出版、一九八七年)二〇頁。

(23) 注22、一一三頁。

(24) 注22、三三二頁。

(25) 松田毅一監訳『十六・十七世紀イエズス会日本年報報告集』三巻(同朋舎出版、一九八八年)二八頁。

(26) なお、「四奉行」が文禄三年段階で設置されたと考えられる場合、文禄三年十二月から文禄四年六月まで玄以・石田・増田・長束とともに奉行として連署した浅野長吉の位置づけが困難なるう(谷徹也「石田三成発給文書目録稿」谷編『石田三成』所収、参照)。

(27) 藤田恒春校訂『増補駒井日記』(文献出版、一九九二年)文禄三年二月十日条。

(28) 『増補駒井日記』を一覧する限り、伏見と聚楽のあいだの書状の遣り取りは、伏見の玄以と聚楽の駒井重勝の間でなされている。

(29) 拙稿「前田玄以の居所と行動」(『織豊期主要人物居所集成』増補第三版)『思文閣出版、二〇二四年』。

(30) 秀次事件直後に玄以・石田・増田・長束の連署は始まるが、七月十二日から八月五日までの間は、この四人の外に富田一白と宮部継潤が連署するものがあり、それ以降は、時折、宮部が連署するが、基本的にはこの四人連署が続く、慶長三年七月十七日の連署状で浅野長吉が加わるまで続く。

(31) 文禄四年九月八日相良頼房宛安宅秀安書状に「和州御検地二付、治部少彼地逗留候」とみえる(『相良家文書』七四八号)。

(32) 松田毅一訳『16-17世紀 日本・スペイン交渉史』一〇四-一〇五頁。

(33) 以下の叙述には、拙稿「秀次切腹をめぐる」(『文禄四年「御掟」「御掟追加」(拙著『近世初期政治史研究』岩波書店、二〇二二年、第六章、八章)の他、藤田恒春『豊臣秀次の研究』(文献出版、二〇〇三

年)、矢部健太郎『関白秀次の切腹』(KADOKAWA、二〇一六年)、谷徹也編『石田三成』、谷徹也「秀次事件」ノート(『織豊期研究』二四、二〇二二年)での論証・叙述を多く参照させていただいた。

(34) 拙稿「秀次切腹をめぐる」(『織豊期研究』二三号、二〇二一年)において、熊谷直之・栗野秀用・白江成定の切腹の日時を七月十三日とし、かつその首を高野へ運んだ人物を福島正則・福原長堯・池田秀雄の三人とした。この点について、谷徹也氏は、「秀次事件」ノート(『織豊期研究』二四号、二〇二二年)で、栗野秀用の切腹は十三日ではなく十四日であり、また高野へ首を運んだのは福島正則と池田秀雄の二人であり、福原長堯はそれに先だつて高野に赴いていたことを論証し、拙稿の誤りを指摘された。これらの点はご指摘どおりであり、拙稿を訂正したい。その上で、この経過については、十三日に秀吉は熊谷三人の切腹を命じ、十四日にはその首を高野へ届けるよう福島等に命じており、それが十五日の秀次切腹の報が伏見に届く十六日より前になされたことは、秀吉・政権側の意志はこの段階で秀次切腹に決していたと位置づけたい。

(35) 伊藤真昭「前田玄以発給文書集成」二五九(『西山学苑研究紀要』一七、二〇二二年)、「賀茂別雷神社文書」M八二。

(36) 燈心文庫、『京都の歴史』4、三三三頁写真。

(37) 『お湯殿の上の日記』文禄四年七月二十五日条に「大かうよりほうゐん・いしたしふのせう御つかゐにて、きくていと事、色々とかさる事につき、<sup>(越後)</sup>あちこのくにへおんるさせらる、御あんない、くわんしゆ寺・中山なかはしまて御まいり候てひろうあり」とあり、また『兼見卿記』同四年七月二十六日条に「菊亭右大臣今度息女一ノ台之儀二付而、越後国へ流罪」とみえる。

(38) 『お湯殿の上の日記』文禄四年八月二日条に「けふくわんはくとのしゆ御せいはいのよし申、三人のわかきみ、四人の御ふくろ、てかけしゆ卅四人くるまにて、三てうのかわらにてきられ候、いたくしき事也」とあるように、秀次の若君、四人のお袋、「てかけしゆう」三四人が三条川原で処刑された。

(39) 藤田恒春『豊臣秀次の研究』二六二頁より引用、傍注の振り方は少し変えた。

(40) 『太閤記 新日本古典文学大系』(岩波書店、一九九六年) 五〇七頁。

(41) 拙稿「文禄四年「御掟」「御掟追加」」(拙著『近世初期政治史研究』第八章)。

(42) 文禄四年八月八日玄以・長束・増田・石田連署状(東大史料影写本「日下文書」)。

〔付記〕 本稿は、東京大学史料編纂所共同利用・共同研究拠点における一般共同研究「未撮影史料を中心とする陽明文庫の調査・研究」(二〇二二年度・二三年度)の成果の一部である。